

# 消費生活センター

く知っておきたい  
相談したい  
こんな時はすぐに

### SF(催眠)商法

日用雑貨につられて行ったら  
帰してもらえず、こわくて買っ  
ちゃった。

………布団が **30万円**

### マルチ・マルチまがい商法

楽しんで大もうけなんてうそっぱ  
ち、おがけて大事な友達までな  
くしちゃったよー。

………在庫を抱え **80万円**



## この手口!もしかして…?

### あの手この手の悪質商法に ご注意!

### 資格商法

受講するだけで資格が取れ  
るなんて大ウソだ。はっき  
り断わりやよがった。

…パソコンが **90万円**



### アポイントメント商法

「全国の何千人に選ばれました。」なんて大ウソ。行がなきや  
よがった。一台高価付きダイヤモンドが **120万円**

### 無料体験商法

エステの無料体験のつもりが、  
高いコースを契約。  
結局効果もなく…。

…クレジットが **300万円**



高齢者や20代の若者を狙った  
悪質商法の相談が増えています

だまされたと気づいたら、すぐにあきらめないで消費生活センターへ

消費者契約法；不当な行為なら取り消しが可能

一方的に不当な契約条項は無効

クーリング・オフ；8日間以内なら無条件で解約

## クーリング・オフの方法

(記入例)

申込(契約)日 平成 年 月 日

書面受取日 平成 年 月 日

販売会社名 株式会社

商品名 一式

担当者名

右記の申し込みを撤回(または契約解除)します

平成 年 月 日

住所 氏名

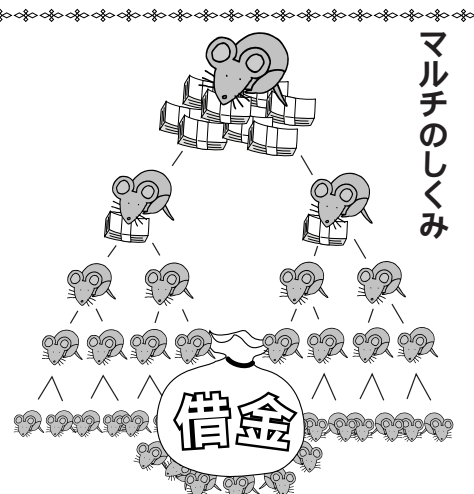
西面を「〒」して保管しましょう

クーリング・オフとは、消費者が頭を冷やして考え直し、やめたいと思えば、どんな経済的負担も負わずに一方的に申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です。クーリング・オフをするときは、必ず書面で行います。効力は、通知を発信した時に生じますので、出したことが証明できるように、内容証明郵便を用いるか、はがきの場合は「コピー」を取ってから簡易書留で出しましょう。記入例。

20歳代の割合が多い相談

内 容	件 数	20歳代の割合
教室・講座 1 (電話勧誘による資格講座、 外国語教室)	162	56%
2 理美容(エステ)	81	52%
3 学習教材 (会員権付きビデオ)	101	37%
4 アクセサリー (アポイントメント商法に よるダイヤ・ネックレス)	42	31%
5 賃貸マンション・アパート (ハウスクリーニング)	105	27%

(平成12年度)



マルチのしくみ

商品やサービスなどを販売するだけでなく、ねずみ算式に次々と友人などを勧誘するとマージンが入るといった販売方法です。うそをついて友人などを勧誘すると罰せられます。

## 悪質商法にだまされないポイント

1. 「結構です」「いいです」といったイエス・ノーどちらにも取られるあいまいな返事はしない。必要がなければ、はっきりと断る。
2. 「無料」「必ずもうかる」「あなただけに」といったうまい話には、要注意。この世の中、そんなうまい話は、そうそうありません。
3. 契約は急がず、家族や信頼できる人などと、慎重によく検討してからにしましょう。